

R 1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事

目 次	
	表紙
B-01	特記仕様書 1
B-02	特記仕様書 2
B-03	特記仕様書 3
B-04	付近見取図、配置図、仮設計画参考図
B-05	A工区 平面図
B-06	B工区 平面図
B-07	A, B工区 立面図
B-08	A, B工区 詳細図
B-09	D工区 平面図、立面図、詳細図
B-10	フェンス参考図

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																														
1. 工事名称	R 1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事	3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、発生材の処分場を記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処理単価 (税抜き)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ (中相処分)</td> <td>徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1</td> <td>6.5</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ (中相処分)</td> <td>徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1</td> <td>6.5</td> <td>1000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金属 ★優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>17.5</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島興産 ★優良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>17.7</td> <td>10000</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、</p>	種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位	コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ (中相処分)	徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	6.5	800	t	コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ (中相処分)	徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	6.5	1000	t	金属(処分)	(株)旭金属 ★優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	17.5	0	t	木材	(有)徳島興産 ★優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	17.7	10000	t	5. 施工調査	<p>諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、地下埋設物等の調査を行う。</p>
種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位																														
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ (中相処分)	徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	6.5	800	t																														
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ (中相処分)	徳島市応神町東真方字北第7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	6.5	1000	t																														
金属(処分)	(株)旭金属 ★優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	17.5	0	t																														
木材	(有)徳島興産 ★優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	17.7	10000	t																														
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	4. 工事現場管理	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。) ③建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・(義務付けられていない))。 ・警備員は、延20人(昼20人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎道路の使用許可及び占有許可が必要な場合は、受注者が協議及び手続きを行うこと。</p>	6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>																														
1章 一般共通事項	特 記 事 項																																		
1. 適用基準等																																			
2. 工事関係図書																																			

徳島県土木整備部営繕課		S A 設計 一級建築士事務所 森 宏 文 1級建築士登録 第126287号 TEL・FAX 0884-49-1511		●工事名 R 1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事	●図面番号 B-O 1
				●図面名 特記仕様書 1	●縮尺

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項								
7. 施工	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	2章 改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎監督員の指示による。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎ゲート(有・無) ◎その他 必要に応じてバリアードを設置すること。</p>	4章 土工事	<p>1. 根切り ◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>2. 排水 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p>								
8. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	3. 埋め戻し及び盛土 ◎使用土は(A種・B種)・C種・D種)とし、機器により締め固める。 ◎図示の場所に仮置きしてある現場発生土を使用すること。 ◎埋め戻し高さは、現状地盤程度とする。									
9. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・<u>原因版</u>) ・工事写真(写真帳1部(置手箱)・工事中・<u>竣工</u>)、電子データ2部 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・<u>よらない</u>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・ <u>出来ない</u>)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・ <u>出来ない</u>)、用水料金(有償・無償)	4. 地均し ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。	
区分	サイズ												
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ												
10. 瑕疵補修	<p>◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4-1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・2年)とする。 ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>	6. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に・ <u>用意していないので業者にて</u>)設けること。	5. 建設発生土の処理 ◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。									
		7. 安全対策	◎夜間の安全対策には充分考慮すること。	5章 地業工事	<p>1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等 ◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・<u>再生クラッシュラン</u>)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>基礎</td> <td>100</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締めめは、ランマー3回突き、振動コンバクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。</p> <p>◎締めめ機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは50mmとする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシュラン	基礎	100	RC-40
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲										
再生クラッシュラン	基礎	100	RC-40										
		8. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>	6章 鉄筋工事	<p>1. 材料 規格番号 規格名称 種類の記号 径(mm) JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A D10, D13 — 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 —</p> <p>2. 材料試験 ◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>3. 加工及び組立て ◎鉄筋の継手は(<u>重ね継手</u>)・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>4. 配筋検査 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>5. あと施工アンカー ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・<u>接着系アンカー</u>)とする。 ◎引張試験を行う</p>								
		3章 解体施工	<p>1. 一般事項 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲 ◎解体撤去範囲は、図示による。</p> <p>3. 事前措置 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。 切り直し時期については、 項とする。</p> <p>4. 構内舗装等 ◎樹木等の伐採抜根及び移設：工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。 ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>5. 地下埋設物、埋設配管等 ◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土 ◎埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・<u>現場発生土</u>、他工事の現場発生土)とする。 ◎混入する石の最大径は監督員の指示による。 ◎埋め戻し高さは、現状地盤程度とする。</p>										

徳島県県土整備部営繕課

ASA設計一級建築士事務所
森 宏 文
1級建築士登録 第126287号
TEL・FAX 0884-49-1511

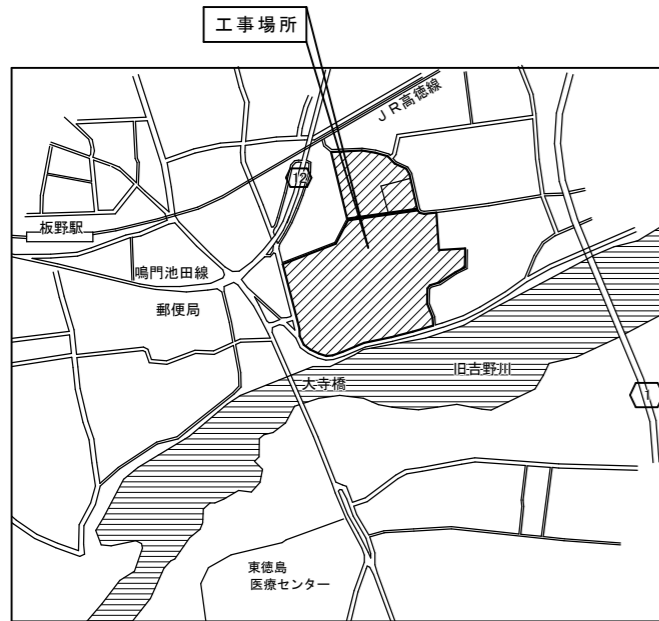
●工事名 R1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事
●図面名 特記仕様書2

●縮尺

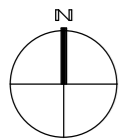
●図面番号

B-02

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																										
7章 コンクリート工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>基礎、立上り壁</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td>捨てコン</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值 (S) は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は (A)・B・C) 種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平坦さは標仕 表6.2.5 による。</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1 (b)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルslag使用(できる ・できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行う ・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3 [目地寸法] (a) (1)による。</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠)・(合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>基礎(地中部)</td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td> <td>A 種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td></td> <td>基礎(地上部)・立上り壁</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有		2.3	基礎、立上り壁	普通	18	18	15	無			捨てコン	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし			基礎(地中部)	6.8.3 (b) (1)	A 種	なし	合板		基礎(地上部)・立上り壁	9章 困障工事	<p>1. フェンス</p> <p>◎フェンスの種類</p> <p>・目かくしフェンス 主柱 □100×50×2.3 (STKR400) 胴縁 t=1.6 (SGMH490) 縦枠 t=0.8 (SGMH400) 中間縦枠 t=1.6 (SGMC400) パネル t=0.6 塗装：外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。 但し、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。</p> <p>・ネットフェンス 主柱 既存(50.8φ)使用 菱形金網 φ2.6×40mm 400g亜鉛メッキ鉄線</p>		
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																								
普通	21	21+S	18	有		2.3	基礎、立上り壁																																								
普通	18	18	15	無			捨てコン																																								
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																										
県産木製型枠	—	なし			基礎(地中部)																																										
6.8.3 (b) (1)	A 種	なし	合板		基礎(地上部)・立上り壁																																										
8章 左官工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> <p>◎ 笠木モルタル塗りのモルタル材料は共仕15.2.2による。</p>																																														



板野郡板野町川端字間ノ本47

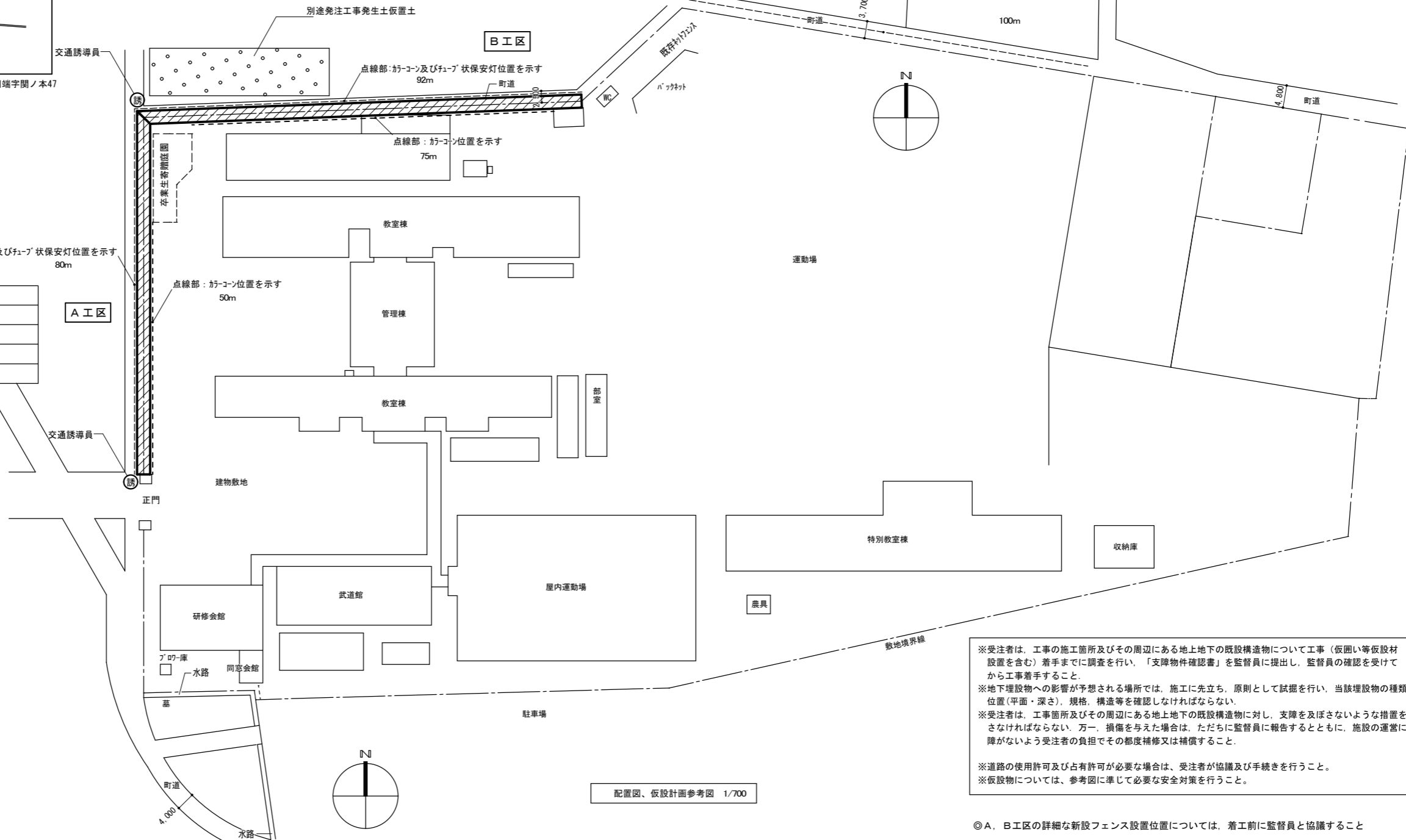


付近見取図

B工区	幅員100m 4段 笠木なし
既存のB部(基礎共)撤去のうえ目隠しフェンス(H=1.5m)新設(土留め基礎)	
樹木撤去(幹径φ30cm H=4.0m=120株)伐採(幹径50cm=1本、30cm=1本)	

D工区	幅員100m 4段 笠木なし
既存のB部撤去のうえ天端モルタル補修	
既存フェンスの下部にネットを付ける	
一部既存ネットは改修する	

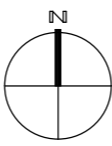
A工区	幅員100m 4段 笠木なし
既存のB部(基礎共)撤去のうえ目隠しフェンス(H=1.5m)新設(土留め基礎)	
樹木撤去(幹径φ30cm H=4.0m=101株)伐採(幹径50cm=1本、30cm=1本)	



A工区

B工区

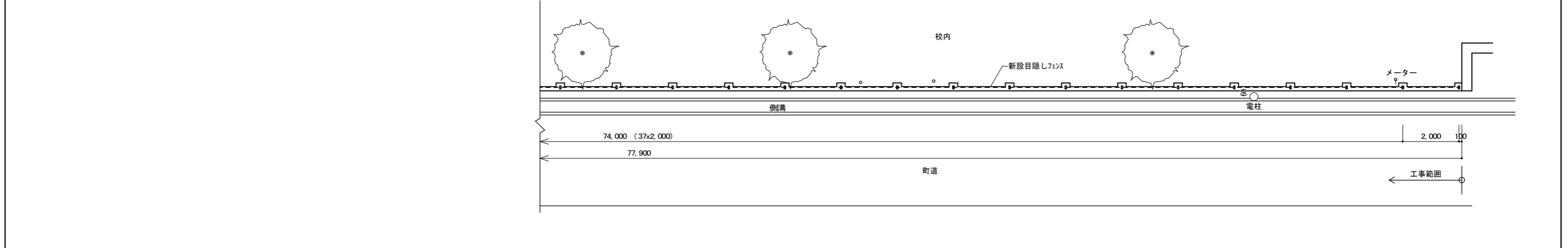
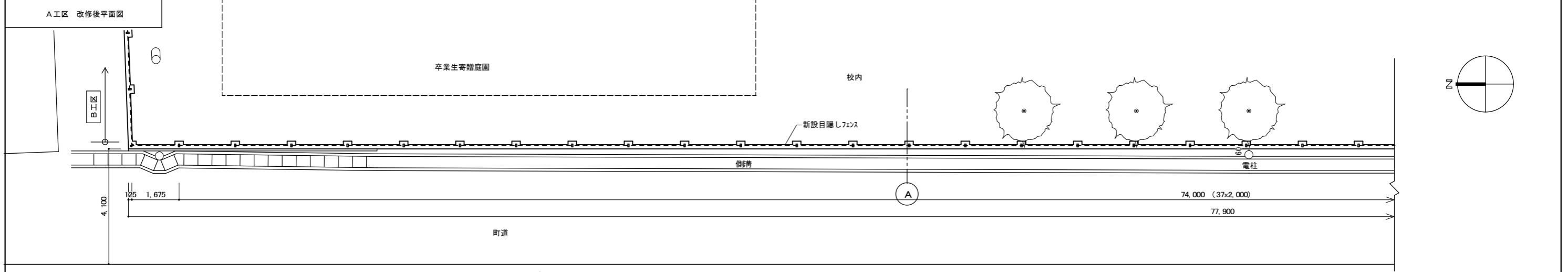
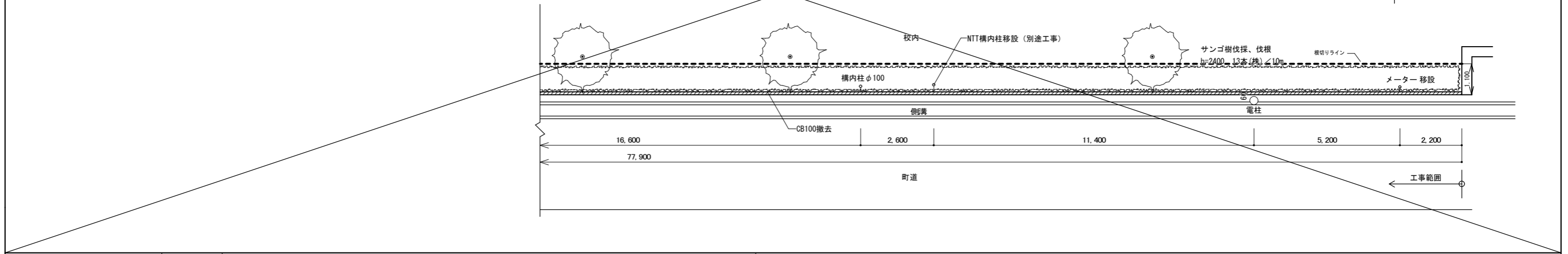
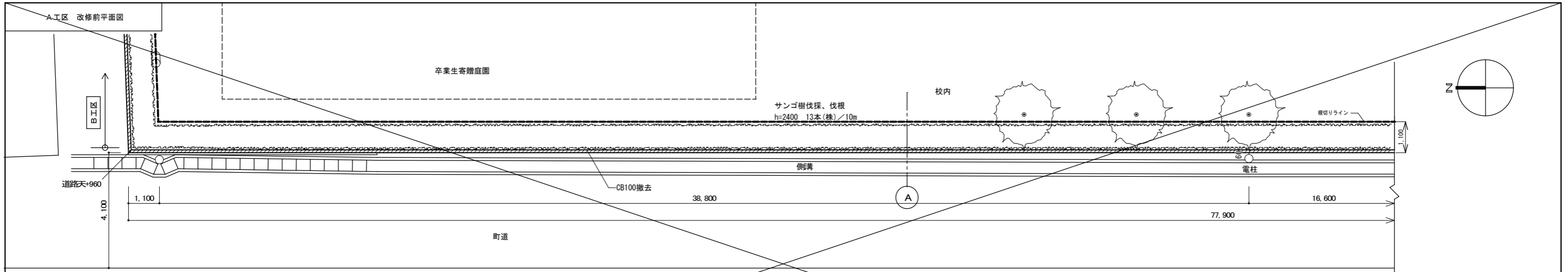
D工区




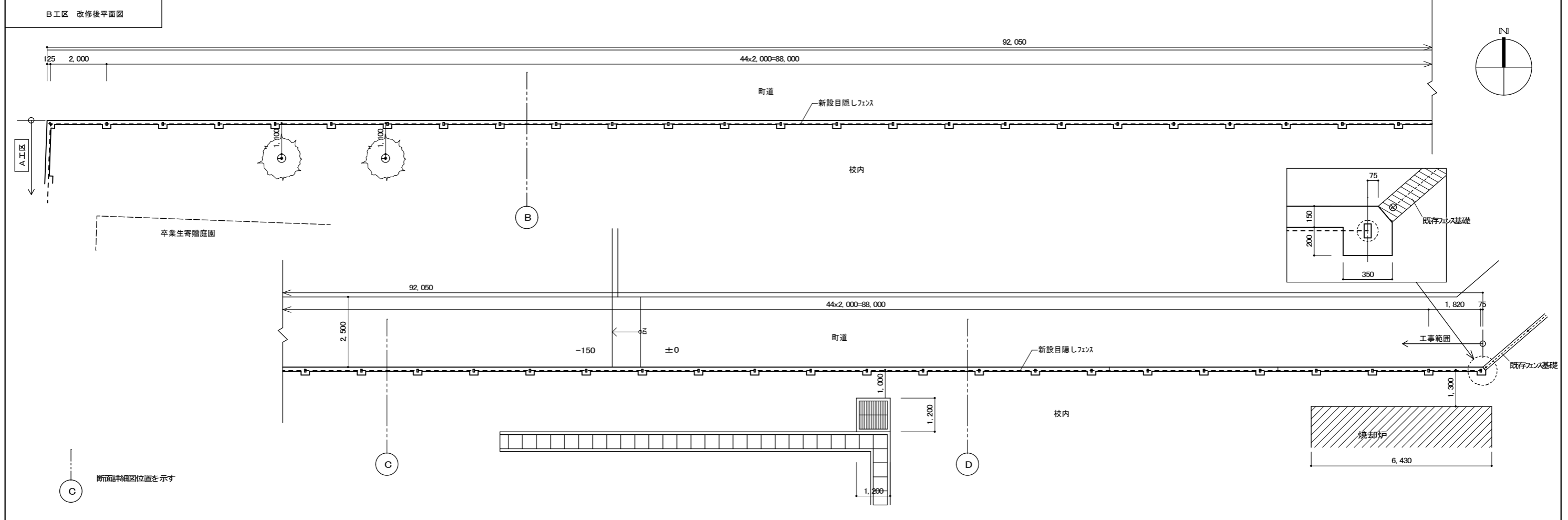
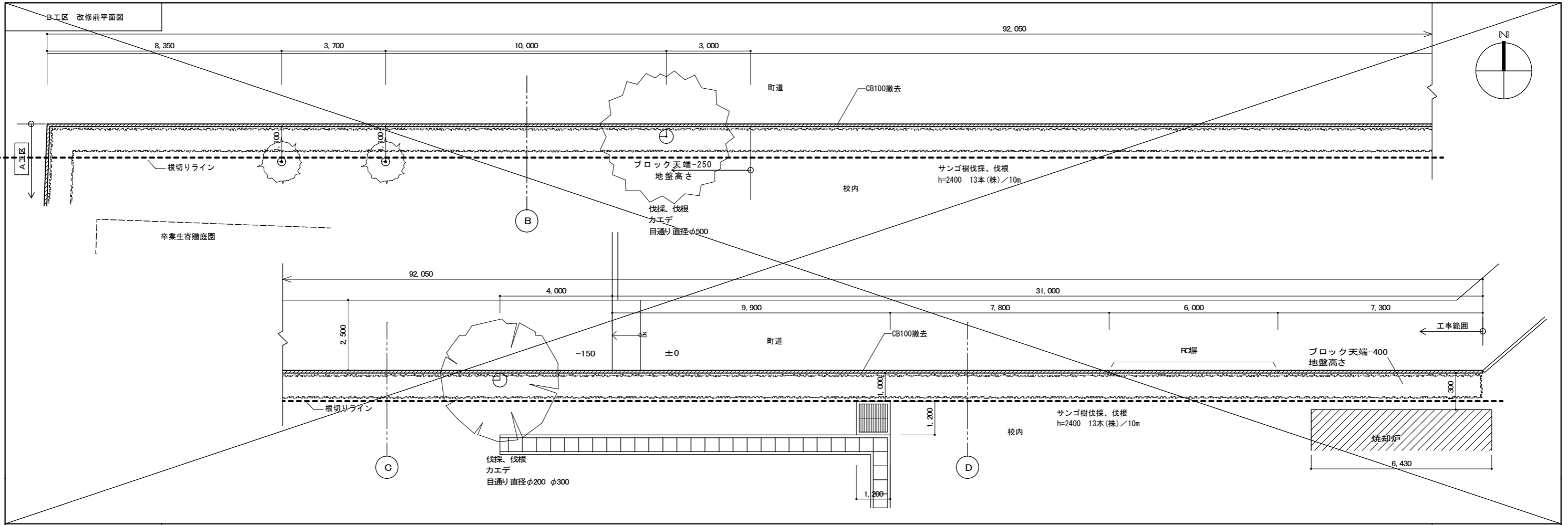
配置図、仮設計画参考図 1/700

※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
 ※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ※受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
 ※道路の使用許可及び占有許可が必要な場合は、受注者が協議及び手続きを行うこと。
 ※仮設物については、参考図に準じて必要な安全対策を行うこと。

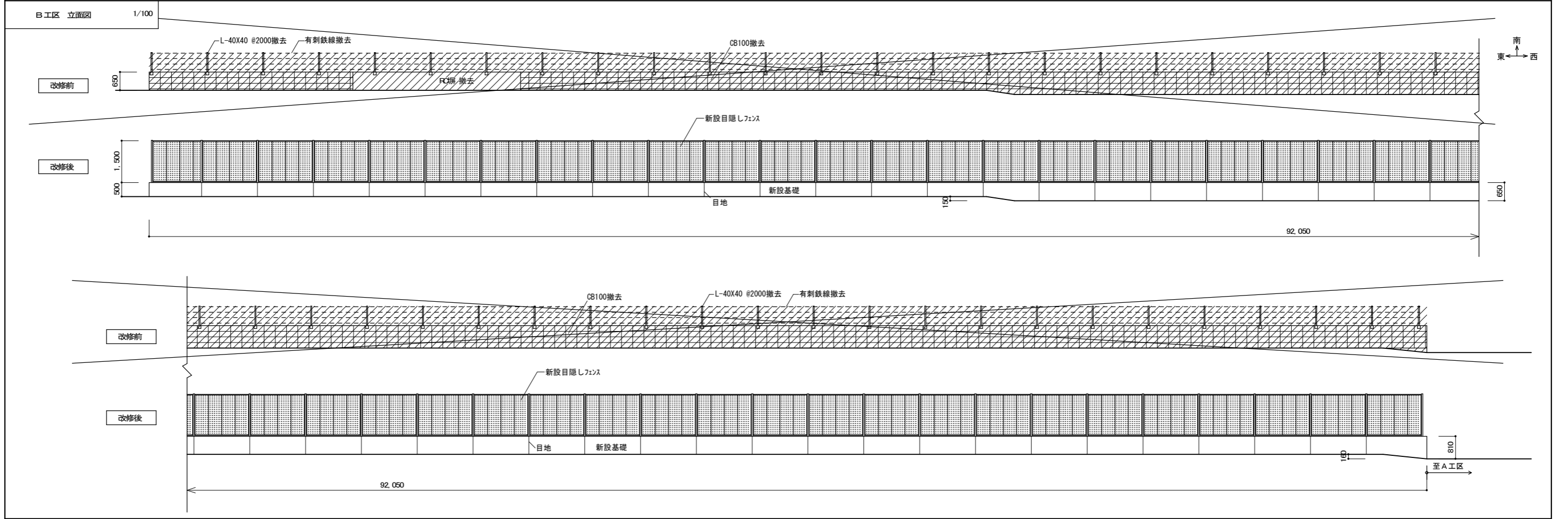
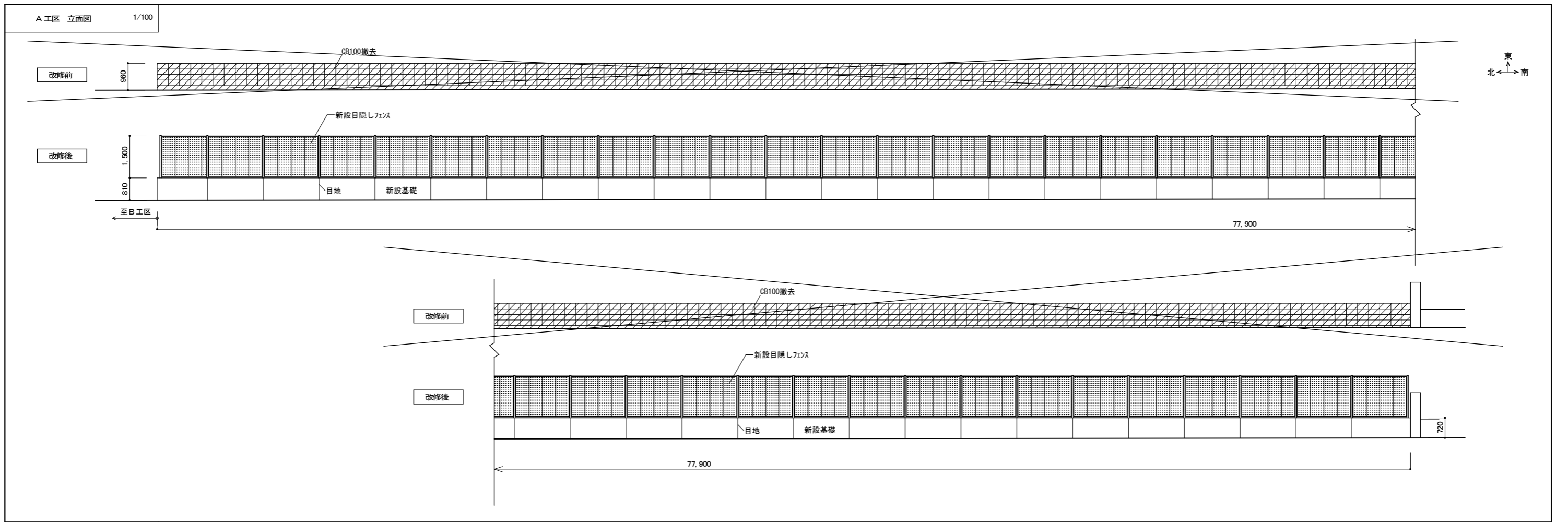
◎A、B工区の詳細な新設フェンス設置位置については、着工前に監督員と協議すること



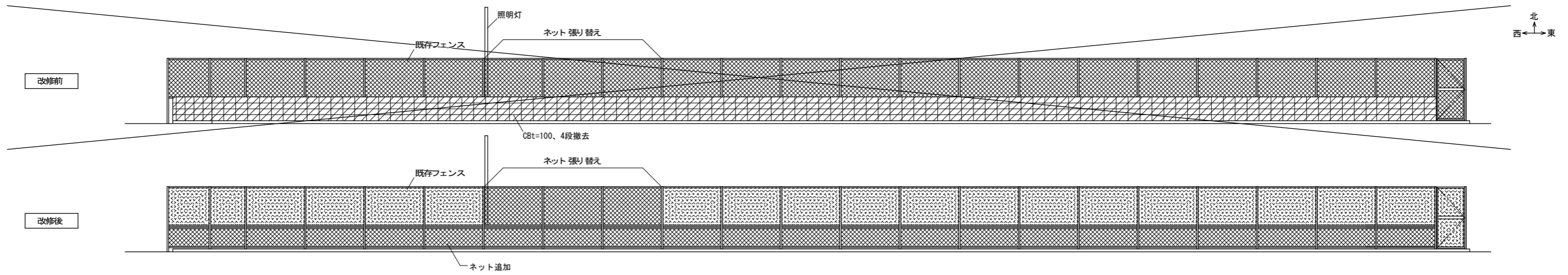
徳島県土整備部営繕課	 S A 設計 一級建築士事務所 森 宏 文 1級建築士登録 第126287号 TEL・FAX 0884-49-1511	●工事名 R1 宮前 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事 ●図面名 A工区 平面図	●縮尺 1/100	●図面番号 B-05
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	-----------	------------



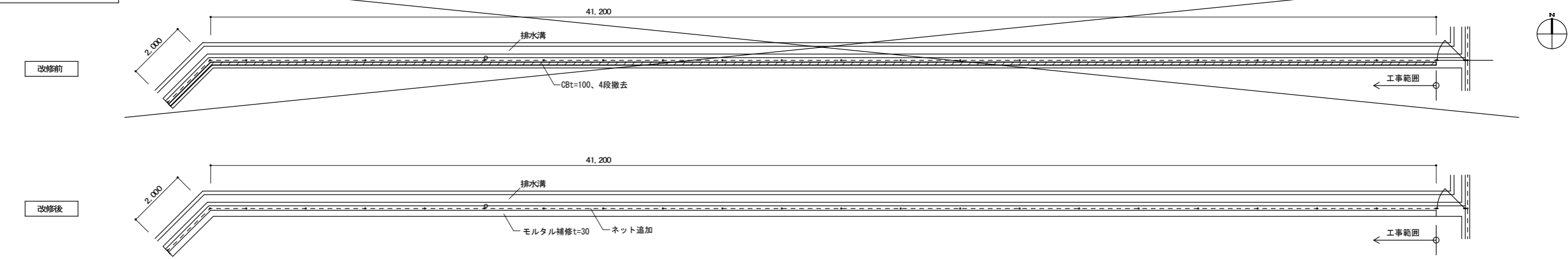
徳島県土整備部営繕課 S A 設計 一級建築士事務所 森 宏 文 1級建築士登録 第126287号 TEL・FAX 0884-49-1511	●工事名 R 1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事 ●図面名 B 工区 平面図 ●縮尺 1/100 ●図面番号 B-06
---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------



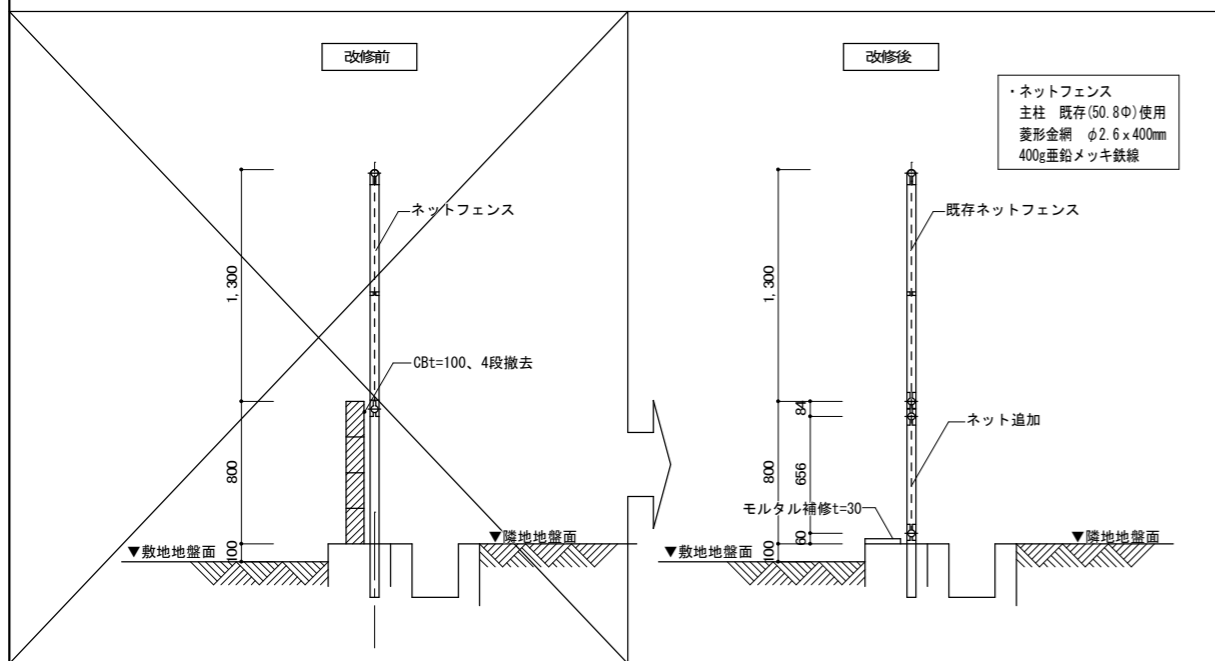
D工区 立面図 1/100



D工区 平面図 1/100



D工区 断面詳細図 1/30



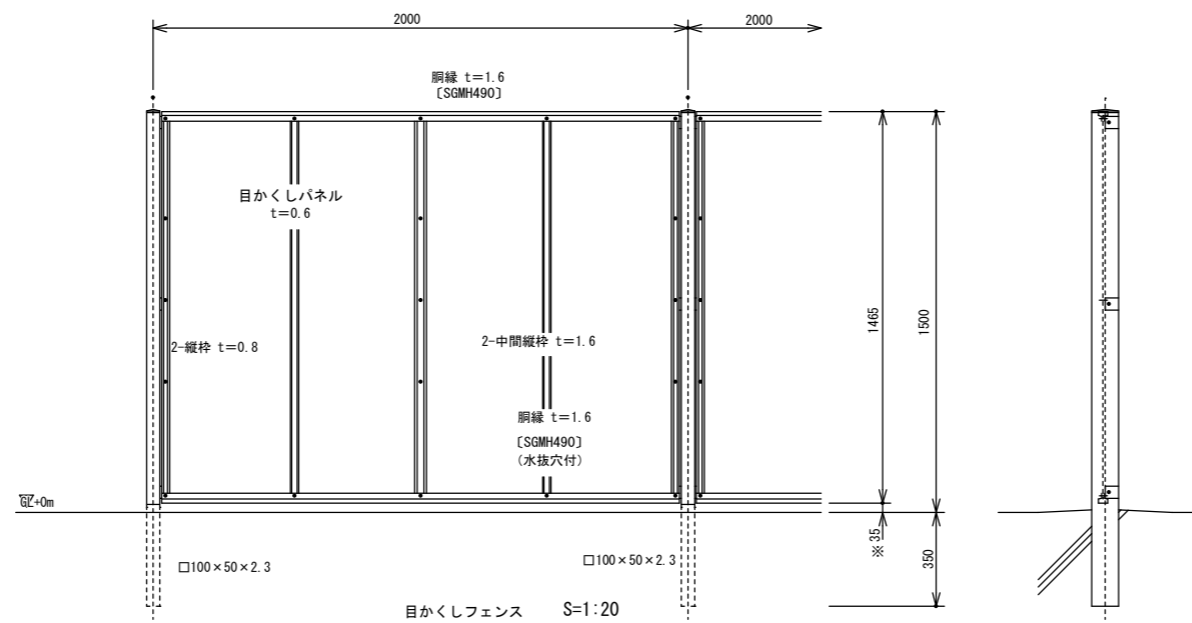
徳島県土整備部営繕課

SASA設計一級建築士事務所
 森 宏 文 1級建築士登録 第126287号
 TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R1 営繕 板野高等学校 板・川端 フェンス設置工事
 ●図面名 D工区 平面図、立面図、詳細図

●縮尺 1/100 1/30

●図面番号 B-9



※建築基準法・同施行令（平成12年6月）に基づく風圧力に依る
 ※基準風速 36m/sec 地表面粗度区分Ⅲ GL+0m
 1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。但し、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。
 2. 目隠しパネルの目の向きは指示に依る。

